

横福指第 35 号  
令和 3 年（2021 年）6 月 30 日

介護保険サービス事業者 様  
第 1 号事業者 様

横須賀市長 上 地 克 明  
(公印省略)

令和 2 年度介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書の提出について（依頼）

日頃から、介護保険制度の円滑な運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
標記の件について、介護保険関係法令の規定により、介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算を算定している事業者は、事業年度ごとに、本市への処遇改善に関する実績報告が必要です。

ついては、該当する事業者におかれては、下記のとおり実績報告書の提出をお願いいたします。

## 記

### 1 提出書類

- (1) 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（令和 2 年度）  
【別紙様式 3-1】
- (2) 介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書（施設・事業所別個表）【別紙様式 3-2】

### 2 提出先及び提出部数

- (1) 提出先 横須賀市福祉部指導監査課
- (2) 提出部数 1 部

### 3 提出方法

郵送又は持参

### 4 提出期限

**持参：令和 3 年 7 月 30 日（金） 午後 5 時 必着**  
**郵送：令和 3 年 7 月 31 日（土） 消印有効**

※ 郵送の場合は、消印等で発信日が明確になるように発送してください。

※ 本通知と併せて掲載している「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る計画書及び実績報告書の提出期限の厳守について」（令和 3 年 6 月 30 日付横福指第 37 号横須賀市福祉部長通知）をご確認ください。

## 5 留意事項

### (1) 算定対象期間について

令和2年4月サービス提供分から令和3年3月サービス提供分までです。

ただし、年度の途中で加算の算定を開始した場合は、加算の算定開始月から令和3年3月サービス提供分までです。

### (2) 賃金改善実施期間について

原則、令和2年4月から令和3年3月までです。

ただし、次のような場合は、賃金改善実施期間が異なることがあります。

ア 介護職員処遇改善交付金を受けていた場合

イ 新規に介護職員処遇改善加算を算定した際に、国民健康保険団体連合会から加算の支払いを受けてから賃金改善を開始した場合等により、過年度の賃金改善実施期間の続きで連続する期間を設定している場合（例：令和2年6月～令和3年5月）

ウ 年度の途中で加算の算定を開始した場合（例：令和2年11月～令和3年3月）

### (3) 押印等について

実績報告書等の提出書類に、法人代表者印の押印は不要ですが、必ず法人代表者が実績報告書等の内容を確認した上で提出してください。

### (4) 積算根拠となる資料について

加算の総額及び賃金改善所要額等の算出に当たっては、「積算根拠となる資料」(任意書式)を作成し、事業者において実績報告書とともに、5年間保管してください。  
(市への提出は不要)

今後、実地指導等で確認させていただく場合があります。

### (5) 地域密着型サービス事業者及び第1号事業者に係る取扱いについて

ア 横須賀市に所在する事業所において他自治体の利用者がある場合は、当該自治体への介護職員処遇改善実績報告書及び介護職員等特定処遇改善実績報告書の提出が必要です。

詳細は、各自治体へお問い合わせください。

イ 横須賀市以外に所在する事業所において横須賀市の利用者がある場合は、本市へも介護職員処遇改善実績報告書及び介護職員等特定処遇改善実績報告書の提出が必要です。

問合せ先：横須賀市福祉部指導監査課

指導監査第1係 TEL 046 (822) 8162

指導監査第2係 TEL 046 (822) 8393

☆郵送用ラベル　こちらを印刷の上、使用されると便利です。

〒238-8550

横須賀市小川町11

横須賀市福祉部 指導監査課 行

<介護職員処遇改善実績報告書・  
介護職員等特定処遇改善実績報告書 在中>